

豊橋市事務分掌規則

昭和44年3月31日規則第7号

(都市計画部に属する課等の事務分掌)

第14条 都市計画課の事務分掌は、次のとおりとする。

4 まちなか図書館整備推進室の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) まちなか図書館(仮称)の整備推進に関すること。

上記規則は有効であろうか？

社会教育法

(昭和二十四年六月十日法律第二百七号)

(市町村の教育委員会の事務)

第五条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。

地方自治法

(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)

第十五条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

上記2つの法令により、まちなか図書館(仮称)が社会教育法に述べる図書館であるとするならば、

豊橋市事務分掌規則**第14条**は効力を持たないと考えられます。